

高額療養費制度について

高額療養費制度とは

家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、被保険者が1か月に保険医療機関等で支払った一部負担金が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、申請により後日その超えた額が支給される制度です。なお、保険医療機関等の窓口で限度額情報が確認できる場合は、自己負担限度額までの支払いに抑えられます。（下段参照）

また、この制度には、「世帯合算」や「多数回該当」等の仕組みにより更に負担が軽減される場合もありますので、2ページより詳しく紹介します。



窓口負担が限度額までになります！ ～オンライン資格確認等システム～

■オンライン資格確認等システムによる限度額情報の利用

オンライン資格確認等システムを導入している保険医療機関等では、マイナ保険証又は資格確認書の提示等により、限度額情報を利用し所得区分を確認することで、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。（従来の「限度額適用認定証」等の提示は不要です。）

※ただし、オンライン資格確認等システムを導入していない保険医療機関等にかかる場合は、当国保組合に「限度額適用認定証」等の交付申請手続きが必要となります。

■保険医療機関等で限度額情報を利用するには

(1) マイナ保険証をお持ちの場合

マイナ保険証にて保険医療機関等に設置されているカードリーダーで本人認証を行うと、限度額情報が自動的に提供されます。

(2) 資格確認書をお持ちの場合

資格確認書を提示する際に、口頭で「オンライン資格確認で限度額情報を利用してほしい」と申し出をしてください。

※限度額情報の利用についての申し出がない場合には、限度額情報が適用されず、保険医療機関等へ支払う一部負担金が高額になる場合がありますのでご注意ください。